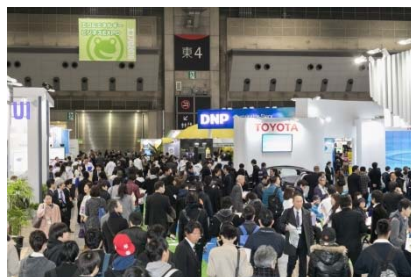


エコプロ2017

環境とエネルギーの未来展

大学・教育機関コーナー 出展のご案内



一般社団法人産業環境管理協会と日本経済新聞社は、2017年12月7日から9日までの3日間、東京ビッグサイトにおきまして、環境展示会「エコプロ2017～環境とエネルギーの未来展」(第19回)を開催いたします。

この会場内に、大学の研究室などによる環境技術の研究成果、環境教育、環境活動の実践、教育機関による環境学習の成果・取り組みを展示・紹介する場として「大学・教育機関コーナー」を設置します。

本コーナーでは、様々な環境課題解決に向けた取り組み、最新情報を社会に広く発信していくとともに、研究や教育実践にかかわる方々の広範な連携を促進していきます。

ぜひ企画の趣旨をご理解いただき、出展をご検討賜りたく存じます。皆様の積極的なご参加を心よりお待ちしております。

一般社団法人産業環境管理協会
日本経済新聞社

エコプロ2017～環境とエネルギーの未来展 開催概要

会 期：2017年12月7日(木)～9日(土)、10:00～17:00 ※開催時間が変更になりました

会 場：東京ビッグサイト 東展示場(東京都江東区有明3-10-1)

主 催：(一社)産業環境管理協会、日本経済新聞社

入 場 料：無料(登録制)

来場対象：●経営者・役員、経営戦略部門、購買部門、環境管理部門、生産・品質管理部門、
研究開発部門、広報・CSR、社会貢献部門、マーケティング部門など

●自治体、官公庁の環境部門、地域振興部門、購買部門など

●各業界団体、地域産業・商工団体など ●環境NPO・NGO、市民グループなど

●生活者(ファミリー、主婦・主夫、学生・児童) ●学校・教育関係者

出展規模：700社・団体 / 1,500小間 [見込み] (2016年度実績… 705社・団体 / 1,527小間)

来 場 者：170,000名 [見込み] (2016年度実績：167,093名)

エコプロ2017「大学・教育機関コーナー」出展要項

展示ブースの仕様

◆展示スペース

(1ブースの場合)

間口2,000mm × 奥行き2,000mm = 4m²

(2ブースの場合)

間口4,000mm × 奥行き2,000mm = 8m²

◆基本設備 (1ブースの例)

①壁面パネル 一式 (4枚)

※パネル1枚あたり W990 × H2,100

右図のようなコの字型のブースです。

②社名板 1枚

(W1,500 × H200、白地に文字ゴシック/黒)

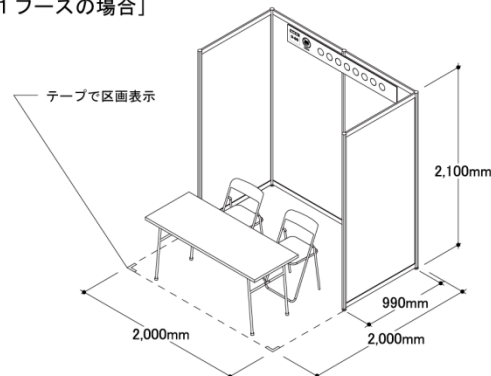
③テーブル 1台

(W1,500 × D600 × H730)

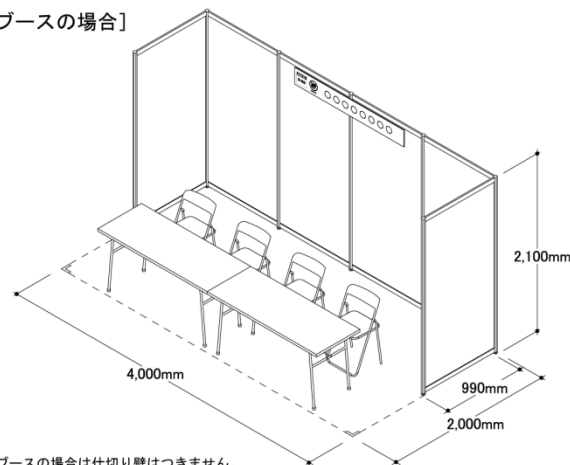
④パイプ椅子 2脚

基本設備に備品を追加したり、電気設備を手配することも可能です (有料)。詳細は9月7日 (木) の出展者説明会でご案内いたします。

[1ブースの場合]



[2ブースの場合]



⚠️ ご注意

- ◆区画をテープで表示します (上図をご参照ください)。その範囲内で展示活動を行ってください。通路にはみ出しての展示や呼び込みは禁止いたします。
- ◆壁面パネルの外側にポスターなどを掲示することはできません。規定の高さを超える装飾、のぼりの設置はできません。
- ◆他団体・グループ・研究室等との間仕切りとなる袖壁 (サイドパネル) は撤去できません。
- ◆出展内容をもとに主催者でゾーニングを行います。本コーナーに出展する他団体との隣接希望はお受けできかねる場合がございます。
- ◆その他の規定については、出展者説明会でお配りする出展細則に基づきます。

出展小間料金

お申し込みは最大2ブースまでとさせていただきます。

1ブース 間口2,000mm×奥行き2,000mm=4m²
2ブース 間口4,000mm×奥行き2,000mm=8m²

10,000円 (基本設備込み、税別)
20,000円 (基本設備込み、税別)

出展申込み方法

【①フォームに入力・送信】

エコプロ2017のホームページ（<http://eco-pro.com>）にアクセスし、「出展申込方法」ページ内にある「大学・教育機関コーナー出展申込」画面を開きます。「出展に関する規約」に同意のうえ、案内に従って必要事項を入力してください。

昨年ご参加いただいている場合は、すでにお持ちの出展者IDで「出展者マイページ」にログインしてください。

※出展者名には、学校名をお入れください。学校名が入らない出展はできません。

【②申込書のプリントアウト】

ご登録いただいた内容を主催者事務局で確認した後、出展者IDを出展担当者宛に電子メールでお知らせします。「出展者マイページ」にログインして、①で記入した内容が出力された「出展申込書」PDFをダウンロード、プリントアウトしてください。

【③申込書への押印、提出】

②でプリントアウトした出展申込書に、代表者印（または団体印）を押印のうえ、以下のどちらかの方法で、運営事務局へご提出ください。

1. 出展申込書をスキャンし、スキャンデータを出展者マイページからアップロードする。
2. 出展申込書の原本を運営事務局まで郵送する。

◎出展申込書提出締め切り：出展者ID送信日から2週間以内

※初めて出展の場合は、「学校案内」および出展内容・活動内容に関する資料を郵送してください。

※出展申込書を郵送される場合は、必ずコピーを取り、お手元に保管ください。

※期間内に申込書を送付いただけない場合は、出展取り消しとさせていただきます。

【④出展可否のご連絡】

下記の「出展可否のポイント」を確認したのち、7月下旬に主催者事務局から出展可否を電子メールで連絡します。上記メールで出展を受理された出展者に、請求書を郵送いたします。出展小間料は8月31日（木）までに指定口座にお振り込みください（詳細は請求書をご覧ください）。

◇出展可否のポイント◇

●出展内容

展示内容の技術・研究・活動などのユニークさ、人材育成・社会貢献度など

●エコプロ2017への広報協力内容

広報面のご協力をお願い申し上げます。広報先は以下の例のように詳細にご記入ください。

例 ・学会広報誌「○○」に「エコプロ2017」の開催告知を掲載（○月号予定、●●部配布）

・関連学会や研究機関・地域に「エコプロ2017」案内チラシを●●部配布（○月下旬予定）

・月2回配信するメールマガジン「○○○○」に「エコプロ2017」開催告知を掲載（○月○日配信、配信数●●）

出展申込み締切日

2017年7月14日（金）までに、エコプロ2017ホームページ内の申込画面に必要な事項の入力を終わってください。
※ホームページで入力しただけでは申込手続きは完了していません。必ず出展申込書をプリントアウトし、ご捺印のうえアップロードまたは郵送をお願いします。

【出展に関する主なスケジュール（予定）】

7月14日（金）	出展申込締切
7月下旬	出展可否通知を送信
8月31日（木）	出展小間料入金締切
9月7日（木）	出展者説明会
9月中旬～11月中旬	各種提出書類の締切
10月下旬～	来場者向け広報活動の本格化
12月5日（火）～6日（水）	施工・搬入
12月7日（木）～9日（土）	会期（10：00～17：00）
12月9日（土）	即日撤去（～22：00）

出展者説明会

ご出展いただく団体の皆様には、9月7日（木）に開催する出展者説明会についてご案内いたしますので、ご参加ください。出展者説明会では、展示会全般の企画概要の説明、出展ブース施工の規定やガイドラインなどに関する説明を行います。ご参加になれない場合は、後日資料をお送りします。

日時：2017年9月7日（木）13：30～15：30（予定）
会場：日経ホール（東京都千代田区大手町1-3-7）

このような展示をお待ちしています

- ◆環境・エネルギー関連技術の研究成果
- ◆環境問題に関する研究成果
- ◆環境教育プログラム
- ◆環境教育の実践（講義・授業の一環としての発表）
- ◆環境教育教材、ソフトウェア
- ◆環境教育・授業を通じて創られた作品
- ◆環境活動、フィールドワークの実践
- ◆組織・機関としての環境への取り組み（ISO取得、再生可能エネルギー利用など） ほか

出展の取り消し（キャンセル規定）

出展申し込み後の取り消し、解約は原則としてできません。万一、申込者の止むを得ない事情により取り消し・解約がある場合は、速やかに文書にて事務局へ届け出てください。出展取り消しの際は出展申込受理メールを送信した日以降より会期終了まで請求金額の全額をキャンセル料として申し受けます。

書類郵送・お問い合わせ先

エコプロ運営事務局 [（株）日経ピーアール]

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-6-10 笠原ビル

TEL：03-6812-8686 FAX：03-6812-8649 E-Mail：eco-pro@nikkeipr.co.jp

エコプロ2017「大学・教育機関コーナー」出展に関する規約

【1. 規約の履行】

出展者（共同出展者を含む、以下同）はエコプロ展（特別企画展、関連企画を含み、以下「本展示会」と総称する）に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」（出展要項）、「出展者説明会」で配付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容（これらを以下「本展規約等」と総称する）を遵守しなくてはなりません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方（かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含み、以下役員ないしかかる契約相手方を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します）をして、本展規約等を遵守させるものとします。出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期（本展示会の搬入期間・開催期間を含む）を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、承諾した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

【2. 出展にあたっての諸注意】

2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。主催者が、主催者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合（下記事例を含みますが、これらに限られません）には、出展申し込み受付の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

《出展申し込み受付の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする事例》

「出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合」

「出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合」

「出展者が第三者の権利（知的財産権、肖像権など）やプライバシーを侵害していると判断される場合」

「他の出展者や来場者などから苦情が予想される場合」

「出展者が自ら法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合」

「出展者が【10. 反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合」

「その他、出展が不適当と主催者が判断する場合」

2-2. 疫病などでWHO（世界保健機関）の伝播地域に指定された国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】

3-1. 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を発送（電子メールまたは郵送による）した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」「製品カタログ」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお、出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取次を委託することができます。

3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店。特に断らない限り本3-2において以下同じ）に出展料金を請求します。出展者は2017年8月31日（木）までに指定の銀行口座へ振り込むものとします（振込手数料は出展者が負担するものとします）。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を持ちます。（出展者（広告代理店を含まない）が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません。）

【4. 出展キャンセル】

4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます）の事情により、出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。

4-2. キャンセル料

●出展申込受理通知の発送日から、会期終了まで/請求金額の全額

4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

【5. 展示スペースの割り当て】

5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。

5-2. 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。

5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルなどがあった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申込を受理しないことがあります。

【7. 展示に関するルールの概要】

- 7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。
- 7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。
- 7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければなりません。
- 7-4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
- 7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持込は禁止されておりますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。
- 7-6. 出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
- 7-7. 出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。
- 7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。
- 7-9. 写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。
- 7-10. 出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、未成年者や車での来場者には提供してはいけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、未成年者の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。
- 7-11. その他、前各号のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその指示に従うものとします。

【8. 個人情報の取り扱い】

- 8-1. 出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情報主体から「同意」を取らなければなりません。
- 8-2. 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営を行わなければなりません。
- 8-3. 出展者は、「個人情報」の情報主体から展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとらなければなりません。
- 8-4. 出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

【9. 損害賠償責任】

- 9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体および財産に対する損害に対し、一切の責を負いません。
- 9-2. 出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。
- 9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならないものとします。
- 9-4. 主催者は、天災地変、疫病、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。
- 9-5. 主催者は、ガイドマップ、ウェブサイトやその他の告知宣伝物の誤植などによって生じた出展者等の損害は補償しません。
- 9-6. 搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者などに生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むあらゆる損害を与えた場合、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等は、出展者の責任のもとで解決するものとする。

【10. 反社会的勢力の排除】

出展者等は、現に反社会的勢力（以下の①～⑧に掲げる者および団体をいう）ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。

- ①『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者
- ②『組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律』に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等收受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者
- ③『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員
- ④総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体または個人
- ⑤暴力、威力、脅迫的言辞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
- ⑥前①～⑤のいずれかに該当する者または団体（以下「反社会的団体等」という）と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
- ⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体
- ⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

【11. その他】

- 11-1. 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出席者は同意するものとします。
- 11-2. 主催者が必要と判断した場合、出展者にあらかじめ通知することなくいつでも本展規約等を変更することができるものとします。